各 位

株式会社 北海道銀行

「証券化ローン・フラット35」 事務取扱手数料(定率タイプ)の一部引下げについて

北海道銀行(頭取 堰八義博)では、下記条件を満たされる「証券化ローン・フラット35」の事務取扱手数料(定率タイプ)を引下げさせていただくことといたしましたのでお知らせします。

北海道銀行では、今後もお客様のご要望にお応えし、質の高いサービスで道内ベスト バンクを目指して参ります。

記

事務取扱手数料引下げの対象となる方

下記全ての条件を満たす方が対象となります。

	当行で給与 (年金)振込みをお受取り いただいている(いただける)方、または道銀カー トのお取引のある(いただける)方		
2	住宅金融支援機構の買取仮承認を受けている方		
3	右記の いずれか	北方型住宅の住宅性能基準を満たすもの 長期優良住宅の住宅性能基準を満たすもの フラット35Sの技術基準を満たすもの	

引下げ後の事務取扱手数料(定率タイプ)

お借入額 × 1.05%(消費税込み)

上記の手数料引下げ条件に当てはまらない場合、「お借入額×2.10% (消費税込み」となります。

事務取扱手数料は都度変更させていただく場合があります。

取扱開始日

上記引下げ条件を確認できる場合、平成23年4月1日(金)のお申込み受付に 遡って適用いたします。

詳しくは当行本支店、各住宅ローンプラザへお問い合わせください。

以上